

国連気候変動枠組条約第 18 回補助機関会合 (SB18)

2003 年 6 月 4-13 日

国連気候変動枠組条約(UNFCCC)補助機関の第 18 回セッション(SB-18)は、2003 年 6 月 4 日-13 日、ドイツ、ポンの Maritim ホテルで開催された。137 の締約国、一つのオブザーバー国、107 のオブザーバー組織、6 つのメディアアウトレットから 1288 名以上が出席した。SB-18 で、参加者は、COP-8 以後交渉されてきた問題を引き続き取り上げ、また京都議定書発効に備えた。締約国は、会議期間中、実施のための補助機関(SBI)、科学的・技術的助言のための補助機関(SBSTA)のコンタクトグループ、非公式協議、全体会合で会合し、いくつかの問題に関して結論草案を採択し、COP 決議草案を承認しており、これらには次のものが含まれる：気候変動特別基金(SCCF)、UNFCCC4.8 条、4.9 条(悪影響)の実施、キャパシティー・ビルディング、2004-2005 年の二年間プログラム予算、議定書 12 条(クリーン開発メカニズム)に基づく活動に新規植林および再植林を含めるための定義及び方法論、政策措置(P&Ms)での「グットプラクティス」、IPCC 第三次評価報告書(TAR)、方法論の問題。1992 年、UNFCCC が採択されて以来、交渉担当者は、気候変動のチャレンジに対応するに足るほど強力な議定書を策定するのに忙しかった。ロシアの批准で京都議定書は発効する。SB-18 は、モスクワや他の附属書 I 締約国へ前向きなシグナルを送り続けなかったかもしれないが、この体制の有効性や将来の交渉の方向性に関係するいくつかの問題の議論では、前向きな動きが感じられた。

UNFCCC および京都議定書の歴史概要

気候変動は、世界の環境に最も深刻な脅威を与えるものの一つであると考えられており、人間の健康、食料の安全保障、経済活動、水およびその他の天然資源、さらには物理的な構造基盤にも負の影響を与える。地球の気候は、自然にも変動するが、地球大気への人為的な排出による温室効果ガスの濃度上昇が気候変動に結びつくという点で、科学者たちの意見は一致している。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)によると、気候変動の影響はすでに観測されており、科学者の大多数は、速やかな予防的行動が必要であると信じている。

国際政治の気候変動への対応は、1992 年、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の採択から始まる。UNFCCC は、気候システムへの「危険な干渉」を避けるため、温室効果ガスの大気濃度安定化を目的とした行動枠組を策定している。規制を受ける温室効果ガスには、メタン、亜酸化窒素、そして特に二酸化炭素が含まれる。UNFCCC は、1994 年 3 月 21 日に発効し、現在 188 の締約国を有する。

京都議定書：1995 年、第一回締約国会議(COP-1)では、ベルリンマンデートに関するアドホックグループが結成され、気候変動と戦う努力を強化するための合意達成という課題が与えられた。1997 年 12 月、日本の京都での COP-3 にいたる厳しい交渉の後、出席者は、先進国と市場経済移行国(EITs)が排出削減の数量目標達成を約束するという UNFCCC の議定書を締結した。UNFCCC の下で附属書 I 締約国と呼ばれるこれらの諸国は、2008 年から 2012 年の間(第一約束期間中)に、6 つの温室効果ガスの総排出量を 1990 年水準から少なくとも 5%削減し、各国固有の削減目標を持つことで合意した。また、この議定書は、附属書 I 締約国がそれぞれの国内目標を費用効率性のある形で達成できるように、排出量取引システム、附属書 I 締約国間の排出削減プロジェクト共同実施(JI)、非附属書 I(開発途上)締約国でのプロジェクトを奨励するクリーン開発メカニズム(CDM)という、3 つのメカニズムを設定した。

以後の会議で、各締約国は、各国がどうやって排出を削減し、また排出削減分を計測、評価するかを定める規則や運用上の詳細の多くについて交渉した。議定書の発効には、UNFCCC の締約国 55 カ国以上による批准、そして附属書 I 締約国で 1990 年の二酸化炭素排出量合計の少なくとも 55%分を代表する国々による批准が必要である。スイスが、2003 年 6 月 3 日、批准を発表したことで、議定書は、現在、111 の締約国を有しており、これには 1990 年の二酸化炭素排出量にして 44.2%を代表する 32 の附属書 I 締約国が含まれている。

ブエノスアイレス行動計画：1998 年 11 月、締約国はアルゼンチンのブエノスアイレスでの COP-4 で会合し、ブエノスアイレス行動計画(BAPA)として知られる決議を締結した。この BAPA は、議定書の運用上の詳細について、また UNFCCC の実施を強化することについて合意に達する締め切り日を COP-6 と設定した。取り上げなければならない課題には、メカニズム関係の規則、締約国による遵守評価の体制、各国の排出および排出削減量の計算方法、そして炭素吸収に対する各国へのクレジット付加の規則などが含まれる。UNFCCC の下で解決が求められる問題には、キャパシティー・ビルディング、技術開発と技術移転、気候変動の悪影響に特に脆弱な開発途上国への援助、または先進工業国が気候変動と戦うためにとる行動に対する支援が含まれる。

COP-6 パート I：2000 年 11 月、COP-6 と再開 SB-13 セッションが、オランダのヘーグで開催された。重要問題に関する

る各国の立場の溝は深いままで、妥協の意志はあまり示されなかった。交渉第2週に、COP-6 議長 Jan Pronk (オランダ) は、閣僚級非公式全体会合を召集し、意見が対立している多くの政治的、技術的問題に関する交渉を容易にしようと試みた。COP-6 の最後の2日間における36時間近くもの集中討議の後でも、交渉担当者は、広範囲な問題について合意することができず、特に資金問題やメカニズム利用での補足性、遵守および土地利用、土地利用の変化、森林(LULUCF)について意見が一致しなかった。11月25日土曜日の午後、Pronk 議長は、出席者が合意にいたらなかったと発表した。出席者は、COP-6 を中断し2001年に交渉を再開することで合意した。

COP-6 パート II : 2001年3月、米国は、議定書が米国経済に害を与え、排出削減目標を開発途上国に免除していることから、議定書には「致命的な欠陥がある」と考えると述べ、議定書を拒否した。締約国は、2001年7月、ドイツのボンでの COP-6 パート II および SB-14 セッションで再度会合した。長時間の折衝の後、Pronk 議長は、政治的決議案の議長案を提出した。いくつかの締約国が支持したにもかかわらず、遵守体制の特性をめぐって意見の対立が表面化した。数日間の折衝の後、閣僚たちは、2001年7月25日、遵守に関するセッションの改訂を盛り込んだ Pronk 議長の政治決議案を採択することで合意した。この政治的決議案または「ボン合意」は、COP の決議を通して運用化される必要があった。これらの決議は、「パッケージ」と考えられ、メカニズム、遵守、LULUCF に関して合意に至らなかったため、すべての決議草案が COP-7 に繰り延べられた。**COP-7:** 出席者たちは、2001年10月29日から11月10日、モロッコのマラケシュでの COP-7 と SB-15 セッションでボン合意に関する議論を続けた。長時間の交渉の後、11月8日、LULUCF、メカニズム、議定書5条(方法論の問題)、7条(情報の連絡)、8条(情報のレビュー)に関するパッケージ取引、および持続可能な開発に関する世界サミット(WSSD)へのインプットが提案された。このパッケージ取引は、大半の地域グループに受け入れられたが、オーストラリア、カナダ、日本、ニュージーランド、ロシア連邦を含める一部の附属書 I 締約国はこの合意に加わらなかった。これらの諸国は、メカニズムの下での資格条件やクレジットバンキングなどで論争した。しかし、拡大交渉の後、LULUCF 原則への配慮や、吸収量 CDM で発生するユニットのバンキング制限など、重要な項目を含む「マラケシュ合意」が結ばれた。

SB-16 : 締約国は、2002年6月5-14日、ボンの SB-16 セッションで会合した。出席者は、BAPA 交渉が急がれたためこれまで議題からは外されてきたいくつかの問題を検討した。気候プロセスの方向性では見解の違いがあり、一部の

締約国が最近の議論を振り返る一方、他の締約国は次の約束期間を展望していた。多くの出席者が、2002年8月WSSDまでの議定書発効への希望を表明した。EUと日本は、WSSD前でのそれぞれの議定書批准を発表した。

COP-8 : COP-8 および SB-17 の出席者は、2002年10月23日から11月1日、インドのニューデリーで会合した。COP-8 の最終日、出席者は**気候変化と持続可能な開発に関するデリ宣言**を採択した。この宣言は、開発と貧困撲滅が開発途上国にとって何よりも優先することを再確認し、締約国の共通するが差異のある責任、および UNFCCC の約束実施における各国の開発優先性と事情を認識している。COP-8 で締約国は、議定書の下での組織上および手続き上の問題を検討し、CDM の規則および手続きを含めたいいくつかの決議を採択した。

SB-18 報告書

科学的、技術的助言のための補助機関(SBSTA)は、2003年6月4日 13日、会合した。締約国は、さまざまな技術上および方法論の問題を検討するため、プレナリー、コンタクトグループ、非公式協議での会議を開いた。これらの会議の結果、いくつかの問題に関する結論文草案が採択され、COP-9 での採択を提案する COP および COP/MOP 決議草案が合意された。結論文および決議草案は、方法論の問題を取り上げるものであり、これには、UNFCCC および議定書に規定する方法論の作業に関する検討、議定書5条(方法論の問題)、7条(情報の連絡)、8条(情報のレビュー)に関する問題、附属書 I 諸国温室効果ガス目録の報告作成とレビューに関する問題、議定書12条(CDM)規定の活動に新規植林および再植林を含めるための定義及び方法論、土地利用、土地利用の変化、森林(LULUCF)に関するグッドプラクティスガイダンスおよびそのほかの情報、そして国際的な航空輸送および海上輸送で利用される燃料から生じる排出の問題が含まれる。また、結論文および決議の草案は、IPCC 第三次評価報告書(TAR)、技術開発と技術移転、政策措置(P&Ms)でのグッドプラクティス、研究と組織的観測(R&SO)、関連国際機関との協力、その他の事項を取り上げており、これには、よりクリーンなまたは温室効果ガス排出の少ないエネルギーに関する問題、議定書2.3条(P&Ms)の悪影響の実施に関する問題も含まれる。

実施のための補助機関(SBI)は、6月4日 13日、会合した。出席者は、下記に関し、結論文草案を採択し、COP-9 へ送る決議草案を提案した：附属書 I 諸国別報告書、気候変動特別基金(SCCF)および資金援助として技術支援の提供を含めた非附属書 I 諸国の資金問題、キャパシティ・ビルディング、UNFCCC4.9 条規定の後発開発途上国(LDCs)に関する問題、UNFCCC6 条(教育、訓練、啓発)、政府間協議の

アレンジ、そして運営上、資金上の問題。

中央アジア諸国、コーカサス、アルバニア、モルドバ (CACAM) の UNFCCC での立場に関する要求は、SB-19 に回された。また出席者は、UNFCCC4.8 条、4.9 条 (悪影響) に関する決議 5/CP.7 の実施を考察したが、なんの結論でも合意しなかった。

科学的、技術的助言のための補助機関

6月4日水曜日、SBSTA 議長 Halldór Thorgeirsson (アイスランド) は、SBSTA-18 への出席者を歓迎した。UNFCCC 事務局長の Joke Waller-Hunter は、SBSTA での議論が、将来の作業計画を形作ることになるかと述べた。モロッコは、G-77/中国に代わり、適応に注目するよう訴えかけ、議定書および UNFCCC の規定で創設された基金の運用が必要であることを強調した。また同代表は、途上国代表による出席のための資金提供否認という決定を覆すよう呼びかけるとともに、議定書の発効も呼びかけた。EU は、手法に関する作業が目録の完璧さを確保するものでなければならないと述べた。ツバルは、小島嶼諸国連合 (AOSIS) に代わり、IPCC TAR が気候体制の発展に関する議論についても情報を提供するはずだと述べた。スイスは、2003年6月2日、京都議定書を批准したと述べた。

その後、SBSTA は、無修正で議題書 (FCCC/SBSTA/2003/1) を採択した。

IPCC TAR

気候変動の影響の科学的、技術的、社会経済的な側面、気候変動に対する脆弱性そして適応、緩和の科学的、技術的、社会経済的な側面という小議題項目はまとめて検討された。IPCC TAR は、6月4日水曜日、SBSTA で取り上げられ、その後 David Warrilow (英国) と Walid Al-Malik (アラブ首長国連邦) が共同議長を務めるコンタクトグループで話し合われた。6月4日 12日で開催された4回のコンタクトグループ会合、そして無数の非公式協議のあと、出席者は、結論文草案に関して合意に達し、SBSTA は6月13日金曜日、これを採択した。

6月4日水曜日、SBSTA プレナリーで、G-77/中国は、TAR の結論を慎重に扱うべきであると述べた。中国は、一部の結論に関する「広範な疑義や意見の相違」を指摘し、こういった結論について、SBSTA から IPCC にさらなるコメントを求めるよう提案した。スイスは、すべての議題項目に関して常に TAR 参照するべきだと述べ、将来の脚注つき議題での TAR 引用を提案、G-77/中国はこれに反対した。オーストラリアは、カナダ、EU、AOSIS とともに、TAR に関する議論を別な議題項目とすることに賛成した。また、AOSIS は、SBSTA がこれまでのところ TAR 発見事項を作業に十分活かしていないと指摘した。カナダは、適応と緩和

の両方に関係するクロスカッティングイシューの議論の必要性を強調した。

6月5日木曜日、締約国は第一回のコンタクトグループ会議で、コンタクトグループが、TAR を検討するプロセスに焦点を当てるべきか、それとも TAR に関係する本質的な問題に焦点をあてるべきか、議論した。中国は、適応と緩和の科学的、技術的、社会経済的側面に焦点を当てるよう提案し、EU と G-77/中国がこれを支持した。共同議長の Warrilow は、詳しい技術的な議論をするには参加者の準備が十分でない可能性があるかと警告した。サウジアラビアは、適応を UNFCCC4.8 条、4.9 条 (悪影響) の中で取り上げるべきだと述べた。

6月6日金曜日、共同議長の Warrilow は、結論文草案の概要と決議草案の各要素を提示した。出席者は、議論ののち、この文章をさらに検討する時間が必要だということで意見が一致した。

6月7日土曜日、コンタクトグループは、結論文の共同議長案を検討した。G-77/中国と米国は、COP や SB の議題項目の中で TAR を検討するプロセスを確立することに反対した。カナダは、SBSTA が COP と SB の議題項目を連絡する際、TAR 以外の文書を考慮すると特に断る必要があるかどうか質問した。G-77/中国とロシア連邦、米国は、事務局に TAR に関する作業計画案を策定するよう要請するとの文書に異議を唱えた。米国は、事務局が、TAR と他の議題項目とのつながりに関する情報連絡文書を作成するよう提案し、カナダとニュージーランドは賛成したが、サウジアラビアは反対した。G-77/中国は、緩和と適応を別々に扱う方を望み、適応と緩和の統合アプローチに反対した。カナダ、米国、EU、ニュージーランド、オーストラリアは、緩和と適応のクロスカッティング要素を考えるべきであり、こういった要素での知識を向上させるには、サイドイベントが有用であると述べた。

6月10日火曜日、コンタクトグループは結論文の共同議長案について議論を継続した。何人かの出席者は、締約国が暫定的な作業プログラム要素のリストをまとめるとの Warrilow 共同議長案に反対した。これらの出席者は、作業プログラムに関する文章を検討する前に、適応と緩和の科学的、技術的、社会経済的要素という SBSTA 議題項目を一つのものとして扱うのか、二つのもので扱うのか、合意しておく必要があることを強調した。G-77/中国は、SBSTA-19 以前に、TAR に関するセッション間協議を利用することに疑問を投げかけたが、EU、日本、米国は、これに反対した。オーストラリア、ニュージーランド、および米国は、適応と緩和を別々な議題項目として考えることができるかと述べた。カナダ、EU、日本、スイスは、適応と緩和を一つの議題項目で検討する方を望んだが、G-77/中国は

これに反対した。

6月11日水曜日午後の非公式協議の後、締約国は、結論文共同議長案の改訂版を検討するため、夕方、非公式に会合した。さらなる非公式協議のあと、コンタクトグループは、6月12日木曜日、作業を完了した。

6月13日金曜日、SBSTA プレナリーで、コンタクトグループの共同議長 Warrilow は結論文草案を提出し、SBSTA は、多少の修正を加えた上でこれを採択した。

SBSTA 結論文：結論文(FCCC/SBSTA/2003/L.15)で、SBSTA は、一般に、TAR を COP や SB 議題項目の討議に関する情報を定常的に提供するため、利用すべきであることを想起した。また SBSTA は：

適当と緩和の科学的、技術的、社会経済的側面を二つの議題項目として開始すると決定し、

締約国に対し、これら二つの議題項目で行なわれる作業に関して、その要素、範囲、優先度についての見解を2003年10月30日までに、提出するよう求め、

事務局に対し、SBSTA-19 に先立ち IPCC その他のものが参加するセッション前の事前折衝を計画するよう求め、

二つの議題項目に関し、適応と緩和との科学的、技術的、社会経済的側面の間、そして UNFCCC の目的と持続可能な開発の目的との間で、可能性のあるつながりに留意することで合意した。

方法論の問題

UNFCCC および議定書に基づく方法論関連作業のレビュー：この問題は、行なうべき手法関連の作業を特定し、作業プログラムの可能な要素を考察することを目指して、6月4日水曜日、SBSTA で考慮されたほか、Harald Dovland (ノルウェー)が進行役となる非公式協議でも取り上げられた。

6月4日水曜日、IPCC は、SBSTA-17 の要請した1996年版目録ガイドラインの改訂作業について報告した。出席者は、特に次の点についての必要性を取り上げた：主題別議論から方法論のニーズを明らかにする、一律に適用される手法と各国の事情に特定した手法を区別する、異なる問題に関して専門知識を有する科学者の広範囲な参加を得る。

6月12日木曜日、Harald Dovland は非公式協議に関して報告し、将来可能な作業プログラムの要素に関する締約国からの当初の提案を含めた結論文草案の附属書は、全体を括弧書きのままで残すとした。その後、締約国は、括弧書きの附属書がつく結論文草案を採択した。

SBSTA 結論文：結論文(FCCC/SBSTA/2003/L.8)で、SBSTA は次のことを指摘している：手法に関する作業を効果的かつ効率的な形で計画することの重要性、手法関連の作業に優先度をつける必要性、信頼できる情報というものの重要性。SBSTA は、事務局に対し、既存の排出データおよび関連する社会経済的データの情報源について、その利用可能

性、アクセスの可能性、そして比較可能性をまとめるペーパーを作成するよう求め、また SBSTA-19 で検討するべく、データインターフェースの開発、主管、管理に関するオプションを策定するよう要請している。

さらに SBSTA は、将来可能性のある作業プログラムの暫定的な要素に関する締約国提案を SBSTA-19 でも引き続き考慮するとともに、さらなる提案の提出を招請すると決定している。

IPCC の1996年版目録ガイドラインで予定される改訂に関し IPCC から提供された情報について、SBSTA は、SBSTA-19 および場合によってはその後のセッションでも、当該作業の進行に関する報告を行なうよう IPCC に求めた。

議定書5条、7条、8条に関する問題：5.2条(調整)に基づく調整の手法に対する技術的ガイダンスの問題および8条(情報の検討)の実施に関する問題は、6月4日水曜日の SBSTA および6月4日-11日で7回開かれたコンタクトグループ会合で議論された。6月12日木曜日、SBSTA は、COP-9での採択のための決議草案二つを、COP から COP/MOP へ回すための決議草案二つと合わせ提案した。また7.4条規定の登録簿に関する非公式協議も SBSTA-18 の期間中を通して開催され、6月12日木曜日、SBSTA は結論文草案を採択した。

6月4日水曜日、Audun Rosland (ノルウェー) は、2003年4月4-7日、ポルトガルのリスボンで開催された5.2条(調整)に関するワークショップについて報告した。Thorgeirsson 議長は、Helen Plume(ニュージーランド)および Newton Paciornik(ブラジル)に対し、この問題および8条の実施に関する問題を考察するコンタクトグループの共同議長となるよう要請した。

7.4条(登録簿)に関し、Murray Ward(ニュージーランド)は、2003年6月2日に開催された、登録簿と取引ログに関するセッション前の事前折衝を概括した。同氏は、この折衝では、データ交換基準の考察と、各国の登録簿作成に関する経験の共有化に焦点が当てられたと述べた。同氏は、事務局がこの問題に関する作業を継続できるよう、十分な資金が必要であることを強調した。Thorgeirsson 議長は、Murray Ward 氏に対し、この問題での非公式折衝を進めるようにと述べた。6月12日木曜日、Murray Ward は非公式協議に関し報告し、締約国は結論文草案を採択した。

6月4日水曜日、Helen Plume と Newton Paciornik が共同議長を務めるコンタクトグループは、主席レビュー者を選抜する資格基準や、専門家レビューチーム(ERTs)の訓練、秘匿情報の取り扱い、ERTs の能力と職業意識の向上、調整に関する技術ガイダンスおよび8条に関する議論を取り上げるため、会合した。出席者は、秘匿情報を守るための手続きについて、事務局のスタッフとERTメンバーの両

方が訓練と試験を受けるとすることで合意した。6月6日金曜日、出席者は、レビュープロセスでの情報の公開を取り上げ、レビューされる締約国がレビューに関する情報に与するものかどうか疑問を呈した。訓練に関して、出席者は、試験に落ちた専門家の地位や、試験を強制とすべきかどうか、そしてコースに最終セミナーを設けるかどうかを議論した。

6月7日土曜日、コンタクトグループは、ERTメンバー向けの訓練プログラムに関するCOPおよびCOP/MOPの決議案を審議した。カナダは、目録のレビューに関する基礎コースに資源を提供することへの関心を表明した。EUは、資源に限りがある場合、LULUCFの訓練モジュールを優先させることを望んだ。6月9日月曜日、締約国は、主席レビューワーに望まれる語学能力について議論し、5.2条に基づく調整の手法に関する技術ガイダンス案について合意した。

6月11日水曜日、出席者は、秘匿情報を扱うための実務規定について長時間議論し、専門家レビューサービス協定は、実務規定に示す要素ならびに協定違反の結果への配慮から生じるあらゆる追加要素に基づくものとするので、合意した。締約国は、保留となっているCOPおよびCOP/MOP決議案とそれらの附属書について、主席レビューワーへの語学資格に関するパラグラフ以外で合意した。中国と日本は、この保留事項を非公式の席で議論することで意見の一致を見た。

6月12日木曜日、SBSTAプレナリーで、コンタクトグループ共同議長Helen Plumeは、このグループの作業成果について報告した。締約国は、5.2条に基づく調整の手法に関する技術ガイダンスについて、COPおよびCOP/MOP決議案とこれら決議草案の付録を提案することで合意した。締約国は、8条規定のレビューに関するガイドラインに基づくレビュー開始へのERTメンバーの訓練、そして主席レビューワー選任のための資格条件を含め、8条の実施に関するCOPおよびCOP/MOPの決議案を、改訂の上、提案することで合意した。

SBSTA 結論文:結論文(FCCC/SBSTA/2003/L.6)でSBSTAは、COP-9に対し、8条の実施に関する問題についての決定を採択するよう提案している。具体的には：

8条規定の最初のレビューに参加するERTメンバーの訓練プログラム

8条規定の目録のレビューにおける秘匿情報の取り扱いに関する実務規定

8条規定のレビューに参加するERTsメンバーの専門家レビューサービスについての協定

8条規定のERTsに参加する主席レビューワー選任の資格条件

また、SBSTAは、調整に関するワークショップの成果を歓迎し、登録簿に関するセッション間での折衝についての報告に注目する。さらに、附属書II締約国に対し、取引簿およびデータ交換の技術基準に関する作業へのさらなる貢献を呼びかけている。

また、SBSTAは、COP-9が、UNFCCC規定の附属書I締約国温室効果ガス目録の技術的レビューに関する決議草案を採択するよう提案している。

COPおよびCOP/MOP 決議草案:調整の手法に関する技術ガイダンスについてのCOP-9決議草案(FCCC/SBSTA/2003/L.6/Add.2)で、COPは、COP/MOP-1がこの問題に関する決議草案とこれら決議草案の付録書(FCCC/SBSTA/2003/L.6/Add.3)を採択するよう、提案している。付録書には、調整計算に関連する目録レビューの資源リスト、調整に関係する8条規定のレビューガイドライン規定条項、保守要素の表に関する附属書が含まれる。8条実施に関係する問題についてのCOP-9決議草案(FCCC/SBSTA/2003/L.6/Add.1)で、COPは、COP/MOP-1が二つの附属書を含めた当該問題に関する決議草案を採択するよう提案している。附属書には、8条規定のレビュー用ガイドラインに基づく最初のレビューに向けたERTメンバーの訓練プログラム、および主席レビューワー選任のための資格条件が含まれる。

附属書I 諸国目録の報告作成とレビューに関する問題:6月4日水曜日、Thorgeirsson議長は、UNFCCC規定の温室効果ガス目録の報告作成とレビューに関する問題について、結論文草案を作成すると述べた。同議長は、議定書8条(情報の検討)規定のレビュー用ガイドラインに則る最初のレビューに向けたERTメンバーの訓練に関する問題、および議定書に基づき報告される秘匿情報の取り扱いに関する問題は、議定書5条、7条、8条のコンタクトグループで取り上げると述べた。6月12日木曜日、SBSTAは、結論文草案を採択し、またCOP-9での採択に向けた決議草案を提案することで合意した。

SBSTA 結論文:結論文(FCCC/SBSTA/2003/L.7)でSBSTAは、UNFCCC規定の附属書I締約国目録の技術的なレビューに向けたERTメンバーの訓練パイロット活動に関する情報、および目録の技術的レビューにおける機密データの取り扱いに関する情報に注目している。SBSTAは、事務局に対し、目録のレビューに関する基礎コースの2004年での実施に向け、準備作業を完了するよう要請した。

また、SBSTAは、COP-9が、UNFCCC規定の附属書I締約国温室効果ガス目録の技術的レビューに関する決議草案を採択するよう提案している。

COP 決議草案:UNFCCC規定の附属書I締約国温室効果ガス目録の技術的レビューに関するCOP決議草案(FCCC/SBSTA/2003/L.7/Add.1)には、目録の技術的レビューに向けたERTメンバーの訓練プログラム、目録の技術的レビューでの秘匿情報取り扱い実務規定、ERTsのメンバーのための専門家レビューサービス協定に含まれる要素が

盛り込まれる。

吸収源 CDM: この問題は、6月4日水曜日、SBSTA プレナリーで最初に取り上げられた。Karsten Sach (ドイツ)と Thelma Krug (ブラジル) が共同議長を務めるコンタクトグループは、6月4日-12日で5回会合した。いくつかの草案作成グループも会合した。結論文草案はグループにより作成され、SBSTA は6月13日金曜日これを採択した。

6月4日水曜日、出席者は、2003年6月4-12日にブラジルの Foz do Iguaçu で開催された、CDM 規定の活動に新規植林および再植林(A&R)プロジェクトを含めるための方法論と定義に関するワークショップの結果を検討した。このワークショップは法則や定義に関する統合された文書の作成に役立った。

6月5日木曜日、共同議長の Krug は、非持続性の処理のための保険および暫定ユニットアプローチの提案に注目するよう呼びかけた。AOSIS は、議論されている法則が、第一約束期間だけに適用されるものであることを想起し、EU とともに、単独保険アプローチへの不支持を表明した。またカナダは、自国の保険アプローチに係る疑問点を取り上げ、特に「旗つきの認証排出削減ユニット」を保有する附属書 I 締約国に対し、保険付保者が交換義務を怠った場合でも、これらのユニットを交換するよう求める新しい文章を提案した。

6月7日土曜日、出席者は、統合交渉文書の附属書にある社会経済的および環境上の影響評価に向け提案されているガイドラインについて、意見交換をした。G-77/中国は、これらの問題を附属書ではなく本文で扱うよう提案した。EU、G-77/中国、スイスは、特定の国のニーズに基づきガイドラインを策定する必要があることを強調した。アフリカグループは、A&R CDM プロジェクト実施への自主的な支援と、利害関係者の積極的な参加を要求した。

6月11日水曜日、ニュージーランドは、締約国からの提出文書をまとめた、定義に関する文書を提出した。コロンビアは、「プロジェクトの限度の中で」炭素収容力を計算する必要があることを指摘し、EU と AOSIS は、「プロジェクトの限度の中で」という定義提案を、計算方法に関する限度と、本質的に地理的な限界だけのものと区別するよう改訂しなければならないと述べた。プロジェクトのモニタリングについて、ポリビアは、どうやってリーケッジの量を計算し、管理するのかと質問した。6月12日木曜日、コンタクトグループの最終会合で、出席者は、結論文共同議長案と交渉文書について議論した。G-77/中国は、非持続性を定義し、不確実性を検討する必要性を取り上げた、他の諸国は、小規模 CDM プロジェクト向けの法則策定の重要性を指摘した。

SBSTA は、6月13日金曜日、結論文草案を採択した。

SBSTA 結論文: 結論文(FCCC/SBSTA/2003/ L.13)で SBSTA は、第一約束期間中 CDM 規定に A&R プロジェクトの活動を含めるに当たっての定義及び方法論に関し、進展があったことを指摘し、事務局に対して交渉文書案をさらに検討するセッション前の事前折衝を計画するよう要請し、SBSTA-19 での交渉文書草案に関する作業を継続することに同意した。

また交渉文書草案には、CDM 規定の A&R プロジェクト活動についての方法論と手続きに関する附属書も含まれている。この附属書には、次の部分でいくつか括弧書きが含まれている: 森林、再植林、新規植林の定義、炭素収容力、プロジェクトの限界、ベースラインの吸収源ごとの正味の温室効果ガス除去量、実際の吸収源ごとの正味の温室効果ガス除去量、一時的な除去、保険を付与された認証排出削減量(CER)、CDM 理事会の役割、運用機関の認定と指定、参加資格条件、認証と登録、モニタリング、検証と認証、さまざまなタイプの CERs 発行、プロジェクトの非持続性。また附属書には、括弧書きつきの付録書があり、各国のガイドライン策定をやりやすくするようなプロジェクトを設計する上での社会経済的、環境上の影響に関する指針を示している。

LULUCF に関する:グッドプラクティスガイダンス: IPCC グッドプラクティスガイダンスと、そのほかの LULUCF に関する情報については、6月4日水曜日、SBSTA で議論され、6月12日木曜日に結論文草案が採択された。非公式協議は、Margaret Mukahanana-Sangarwe (ジンバブエ)と Audun Rosland (ノルウェー)で進められた。

6月4日水曜日、IPCC は、LULUCF に関する作業について報告し、また直接の人為的な森林の非森林化および他の植生タイプの非植生化による目録上の排出に対する、グッドプラクティスガイダンスと定義づけそして手法オプションに関する第二稿についても報告した。FAO は、Collaborative Partnership on Forests (森林との協調パートナーシップ)での作業について報告し、特に、森林および炭素関係の用語での一貫性、そして森林での炭素貯留量およびその変化を評価するための合理的な方法の重要性を指摘した。

6月12日木曜日、SBSTA は、結論文草案を採択したが、これは LULUCF に関するグッドプラクティスガイダンス、非森林化と非植生化の定義、そして炭素貯留量の変化における自然の影響および人間の間接的な影響の要素洗い出しという3つの IPCC での協議に基づいたものである。

SBSTA 結論文: 結論文(FCCC/SBSTA/2003/ L.3)で SBSTA は、LULUCF でのグッドプラクティスガイダンスに関する IPCC 報告書の附属書または付録として、伐採された木材製品に貯留されている炭素量の変化を推定するための方法を盛り込む可能性を指摘し、IPCC に対し、SBSTA-19 での検

討のため、この題目に関する報告書を提出するよう要請、と同時に SBSTA-19 期間中、LULUCF でのグッドプラクティスガイダンスに関するサイドイベントを企画するよう求めた。またこの結論文は、伐採された木材製品に係る問題は、SBSTA-19 およびそれ以後のセッションでも引き続き検討されると指摘している。さらに、SBSTA は、事務局に対し、IPCC と相談して、SBSTA-19 での検討のため、LULUCF に関する共通報告書様式を作成するよう要請し、さらにレビュープロセスでの計画を含め、森林でのこれまでの実施方法を原因とする影響、および実施手法の開発での進展を、SBSTA-19 で報告するよう求めている。

国際航空輸送および海上輸送で使用される燃料から生じる排出：この問題は、6月4日水曜日、SBSTA で最初に取り上げられた。Thorgeirsson 議長は、Greg Terrill (オーストラリア)がこの問題の非公式協議を行うと述べた。SB-18 期間中の非公式協議のあと、SBSTA は、6月12日木曜日、結論文草案を採択した。

6月4日水曜日、International Civil Aviation Organization (ICAO：国際民間航空機関)は、信頼性の高い航空輸送排出目録の必要性を強調し、航空輸送排出を抑制または削減する政策オプションに関しての作業継続、技術の開発とこれに係る世界全体の排出基準の策定、運用手法改善による燃料燃焼量の削減、そして市場本位メカニズムの利用について説明した。International Maritime Organization (IMO：国際海事機関)は、船舶からの温室効果ガスに関する報告およびその比較可能性の質を向上させる作業について議論し、UNFCCC と IMO の事務局同士の非公式会合についても報告した。6月12日木曜日、Greg Terrill は、結論文草案を提出した。アルゼンチンは、国際輸送からの温室効果ガスの排出が 1990-2000 年で 50%増加したことに懸念を表明した。その後、SBSTA は、結論文草案を採択した。

SBSTA 結論文：結論文(FCCC/SBSTA/2003/L.2)で SBSTA は、IMO、ICAO、UNFCCC の各事務局に対し、国際航空輸送と海上輸送からの排出を推算し報告する手法の改善オプションについて議論するため、SBSTA-19 の前に 2 回の専門家会合を設定するよう招請している。

技術開発と技術移転

この議題項目は、6月5日木曜日、SBSTA で検討され、また Kishan Kumarsingh (トリニダードトバゴ) と Terry Carrington (英国)を進行役とする非公式協議でも検討された。SBSTA は、6月12日木曜日、結論文草案を検討し、採択した。

6月5日木曜日の SBSTA プレナリーでは、技術移転専門家グループ議長(EGTT)の William Agyemang-Bonsu (ガーナ)が、EGTT の作業に関し報告した。出席者は、技術移転を可

能にする環境を作り上げるためには広範囲な利害関係者の参加と透明性が必要であること、EGTT の成果を実施するための具体的な行動、技術開発の広範囲な問題への注目を強調した。可能にする環境に関するワークショップの成果を検討するため、そして EGTT へのさらなるガイダンスに関する結論文草案作成のため、非公式協議が、2003 年 4 月 9-10 日、ベルギーの Ghent で行われた。6月12日、SBSTA はこの問題での結論文草案を採択した。

SBSTA 結論文：これらの結論文(FCCC/SBSTA/2003/L.5)で SBSTA は、技術移転の成功が広範囲な利害関係者の参加にかかっており、やりやすい状況作りには政府が重要な役割を果たすと結論づける、EGTT の報告書を示した。ビジネスや産業関係 NGOs および関連する国際組織に対し、部門別のワークショップや、経験や習得事項を交換する活動への参加を勧めている。

SBSTA は、EGTT に対し、同グループの作業活動の中に、環境上健全な技術の開発に関する活動を含めることを検討し、相互協力に関するワークショップの成果を検討し、SBSTA に対してさらなる行動を提案するよう、要請した。また事務局に対し、2003 年 11 月にインド政府が計画している技術関連のイベントに関連づけ、COP-9 で政府、企業、産業間の閣僚級ラウンドテーブルでの議論を企画し、締約国の技術的なニーズの評価で明らかとなった技術移転の機会の可能性を表示する方法として、関連する技術情報システムや情報交換組織 (clearing houses)、既存の各国および各地域の技術センターとの連携の作成作業を継続するよう、要請している。事務局は、SBSTA に対し、今後のセッションで活動の成果を報告するよう要求した。

政策措置での「グッドプラクティス」

この問題は、6月5日木曜日、SBSTA で最初に取り上げられ、また続いて Greg Terrill (オーストラリア)と Richard Muyungi (タンザニア)が共同議長を務めるコンタクトグループでも取り上げられた。6月6-11日の4回のコンタクトグループ会合後、出席者は、結論文草案で合意し、SBSTA は、6月13日金曜日、これを採択した。

6月5日木曜日の SBSTA プレナリーで、Thorgeirsson 議長は、決議 13/CP.7 (P&Ms)の実施には、情報交換のためのインターネットベースアプローチを強化すること、そして P&Ms の開発と評価のためのさらなる方法論の作業に携わること、という二つの道が含まれる可能性があることを想起した。各国の状況に関して、何人かの出席者から、情報交換が P&Ms の有効性を見る上で価値あるものだとの発言があった。スイスは、非附属書 I 締約国が情報の共有で利益を得るよう求めた上で、オーストラリアおよびカナダとともに、P&Ms を常設議題とすることを支持した。サウジアラビアは、附属書 I 締約国に議論を限定するべきだと述べ

た。EUは、追加ワークショップとインターネットベースのツールを呼びかけた。日本は、オーストラリアとともに、P&Msを自己評価のものとするべきだと述べた。情報交換に焦点を当てた結論文草案およびCOP決議草案を作成するためコンタクトグループの会合が行なわれた。

6月6日金曜日の第一回コンタクトグループ会議で、EUは、部門別および小部門別の活動に関する情報を共有するためのワークショップ開催を提案し、米国がこれを支持した。G-77/中国は、開発途上国でのP&Msの悪影響に情報交換の焦点を当てるべきだと述べた。米国は、決議13/CP.7に則り、悪影響に関する将来のワークショップの条件(TOR)を事務局が作成するよう提案し、サモアがこれを支持した。G-77/中国は、予算上の制約と、決議13/CP.7の実施に関する「全体的な議論」の必要性を挙げて、どういうTORであれワークショップを追加することに反対した。日本は、インターネットベースでの情報交換をさらに強化するよう提案した。

6月9日月曜日、共同議長のTerrillは、結論文草案を提出した。G-77/中国は、附属書I締約国だけにこの文章を適用するべきであり、直接にせよ間接にせよ非附属書I締約国による情報の共有を奨励するものであってはならないと述べた。サモアは、情報共有の行動自体は、附属書I締約国だけが行なうにしても、情報の共有はすべての締約国に利益をもたらすことができると述べた。米国は、附属書I締約国と非附属書I締約国との間での情報の共有が、キャパシティー・ビルディングや技術移転の活動を推進することになると述べた。G-77/中国は、サイドイベントでの情報の共有に言及している文章を削除するよう要請し、オーストラリア、EU、日本、米国はこれに反対した。情報の共有でのインターネットベースのアプローチについて、米国は、ホームページを最新のものにする必要性から新たなタイプの報告作成要求が出てくる可能性があることに懸念を表明した。

6月10日火曜日、共同議長のMuyungiは、新たな結論文草案を提出した。サウジアラビアは、G-77/中国に代わり、「すべての締約国」での情報交換に言及している文章と、非公式ラウンドテーブルで情報を共有するため、「附属書I締約国および他の関心をもつ締約国を招請し」という文章に異議を唱えた。また同代表は、セッション期間中、非公式ラウンドテーブルを開催するとの共同議長の提案は、うまくいかないのではないかと述べた。サモアは、サウジアラビアの表明した懸念の全てに共感しているわけではないと述べた。折衝のための短時間の休憩後、G-77/中国は、文章についての統一した立場で意見を一致させることができなかつた。EUと日本は、対応措置の悪影響を最小限にする方法として情報の交換を呼びかけている文章の削除を要請した。両代表は、米国とともに、ラウンドテーブルの開催

に関してさらに議論を重ねるよう勧めた。

6月11日水曜日、締約国は、共同議長の結論文草案をパラグラフごとに議論した。EUと日本は、対応措置の悪影響を最小限にする方法として情報の交換を呼びかけている文章の削除を再度要請したが、G-77/中国は、これに反対した。議論の末、EUは、この文章を、決議13/CP.7への一般的な言及の文章で置き換えることを提案した。非公式な議論のあと、共同議長のTerrillは、決議13/CP.7を施行することが引き続き重要であると指摘し、この問題をSBSTA-19の議題項目として再考することで合意する、新しい結論文を提案した。締約国はこの結論文草案で合意し、この草案は、6月13日金曜日、SBSTAにより採択された。

SBSTA 結論文： P&Msに関する結論文(FCCC/SBSTA/2003/L.12)の中で、SBSTAは、決議13/CP.7の実施での進展を歓迎し、締約国がこの決議の実施の引き継ぎの重要性で意見が一致していることを指摘し、SBSTA-19でこの議題項目をさらに検討することで合意した。

研究と組織的観測

この問題は、6月5日木曜日、SBSTAおよびStefan Rösner(ドイツ)とS.N. Sok Appadu(モーリシャス)が共同議長を務めるコンタクトグループで検討された。コンタクトグループは、結論文草案およびCOP決議案の最終検討を行なうため1回会合し、SBSTAは、6月12日木曜日、これらの文書を採用した。

6月5日木曜日、Thorgerirsson議長は、Global Climate Observing System(GCOS:地球気候観測システム)第二回適正度報告書を検討した、セッション前の6月2日に開催されたR&SOに関するイベントについて紹介した。GCOSは、気候観測システム、データ、そして製品の基準改善の必要性、UNFCCCのニーズに関連性を持つ製品を利用可能にすること、自主的な寄付による基金開設、開発途上国での観測キャパシティー・ビルディングおよび観測システム改善を含めた、同報告書の主な提案の概要を説明した。カナダは、EUおよびG-77/中国とともに、各国政府が、UNFCCCの観測上のニーズに対応するべきであると述べた。G-77/中国は、中国、ウルグアイ、ウガンダとともに、R&SOを実施するための資金援助における開発途上国のニーズを強調した。

6月12日木曜日、SBSTAは結論文草案を採用し、決議草案をCOPへ送ることで合意した。

SBSTA 結論文：結論文(FCCC/SBSTA/2003/L.4)でSBSTAは、GCOS第二次適正度報告書で出された提案に留意し、この報告書を、グローバルな気候観測システム改善へ向け各国政府間に推進力をつけさせる機会ととらえ、また陸上海洋ネットワークの実施が不完全であることを指摘している。さらに、SBSTAは、GCOS事務局に対し、WMOと

協議し、グローバルなデータセンターでの大気および水の循環系に関するデータ受理への障壁を排除する問題とオプションについて、分析研究を行なうよう求め、締約国には、行動のための優先措置に関する意見提出を求めた。

COP 決議草案：決議草案(FCCC/SBSTA/2003/L.4/Add.1)でCOPは、締約国に対し、関連する資金メカニズムへの資金を拠出して高い優先度を持つニーズを支援するよう促し、GCOSのスポンサー機関に対し、陸上気候観測システムの報告ガイドラインを作成するための枠組みを作るよう求め、さらにGCOS事務局に対し、統合グローバル気候観測システムのための5年から10年の段階的実施計画策定で調整するよう求めた。

関連国際機関との協力

この項目は、6月6日金曜日のSBSTAで最初に取り上げられた。会期中の非公式協議後、締約国は、6月12日木曜日、SBSTAプレナリーで、議長による結論文草案を採択し、COP-9での採択に向けた決議草案を提案した。

6月6日金曜日、出席者は、関連国際機関ならびに締約国の声明を聞いた。砂漠化防止条約(CCD)事務局は、現場レベルでの条約間の相互協力を提案した。ラムサール条約事務局は、各国政府ともUNFCCCとラムサール条約の規定する約束を同時に達成するというチャレンジに直面する可能性があることを指摘した。IPCCは、その活動の最新情報を提供した。FAOは、森林と気候変動に関するキャパシティー・ビルディングの活動を検討した。IUCNは、吸収源CDMの定義や方法論に関し、同機関によるいくつかの開発途上国への技術支援および法制上の支援を指摘した。ロシア連邦は、CCDの批准を発表した。スイスはEUとともに、UNFCCC事務局が世界貿易機関(WTO)の関連する活動について定期的に報告することを提案した。カナダ、コロンビア、米国は、事務局ではなく国内レベルで報告活動を行なうとのThorgeirsson議長の提案を支持した。コロンビアは、この問題のこれからの議論では、WTOに関する事務局の文書を利用するよう提案し、クウェート、サウジアラビアはこれに反対した。

6月12日木曜日、SBSTAは多少の改訂をした上で結論文草案を採択した。

SBSTA 結論文：結論文(FCCC/SBSTA/2003/L.9)でSBSTAは、他の条約との協力についてSBSTA-19でも引き続き議論することで合意し、第四次評価報告書を作成するとIPCCの決定を歓迎し、締約国に対してUNFCCCとWTOとの関連する問題に関する各国レベルでの調整を勧めている。

その他の事項

クリーンなまたは温室効果ガス排出の少ないエネルギーに関する問題：この問題は、6月6日金曜日、SBSTAプレ

ナリーで、その後は非公式協議で取り上げられた。6月6日金曜日のSBSTAプレナリーで、カナダは、UNFCCCおよび議定書の目的を達成する上でクリーンなエネルギーの貿易が果たす役割に関する研究でのカナダ提案について、SBSTAの結論文で言及するよう要請し、ロシア連邦はこれを支持したが、EUとG-77/中国は反対した。Thorgeirsson議長は、非公式協議を開催し、この問題に関する結論文草案を作成すると述べた。SBSTAは、6月13日金曜日、結論文草案を採択した。

SBSTA 結論文：結論文(FCCC/SBSTA/2003/L.11)でSBSTAは、FCCC/SBSTA/2003/MISC.7に記載されるカナダの提案に留意し、この問題をSBSTA-19で引き続き考察することで合意した。

議定書2.3条実施に関係する問題：SBSTAは、2.3条(P&Msの悪影響)の実施問題を、6月6日金曜日のプレナリーで、その後はThorgeirsson議長の行なう非公式協議で取り上げた。SBSTAは6月13日金曜日、結論文草案を採択した。

6月6日金曜日のSBSTAプレナリーで、G-77/中国は、特にこの問題を常設議題項目とすること、またSBSTAが実施開始に関する決議草案を検討することを求めた。カナダとEUは、この問題がこれまでの決議で適切に処理されていると主張した。Thorgeirsson議長は、非公式協議を行ない、この問題に関する結論文草案を作成した。6月13日金曜日、Thorgeirsson議長は、この問題に関する提案(FCCC/SBSTA/2003/MISC.8)をG-77/中国から受け取ったと指摘し、その後SBSTAは結論文草案を採択した。

SBSTA 結論文：結論文(FCCC/SBSTA/2003/L.10)でSBSTAは、この議題項目での問題をSBSTA-19でも引き続き検討することで合意している。

その他の問題：SBSTAは、6月6日金曜日のプレナリーでその他の問題を取り上げた。いくつかの締約国から2003年9月29日から10月3日、モスクワで開催される気候変動に関する世界会議への支持表明の提案があった。Thorgeirsson議長は、この問題での非公式協議を行い、結論文草案を作成すると述べた。SBSTAは、6月13日金曜日、多少改訂した上で、結論文草案を採択した。

SBSTA 結論文：結論文(FCCC/SBSTA/2003/L.14)でSBSTAは、特に締約国と事務局に対し、2003年9月29日から10月3日、ロシア連邦のモスクワで開催される世界気候変動会議が成功裏に終わらせるため協力するよう求め、2003年11月10-13日、ニューデリーでテクノロジーパザーを開催し、また11月10日に、「国際協力でのCDMの機会」に関する閣僚級ラウンドテーブルを開催するとインの発表を歓迎し、また、資金の利用可能性にもよるが、テクノロジーパザーの期間中、EGTTの特別会議と適応に関するワークショップが行なわれることを指摘した。

閉会プレナリー

6月13日金曜日午前中、SBSTAの報告者 Tatyana Ososkova (ウズベキスタン)は、SBSTA-18 (FCCC/SBSTA/2003/L.1) 報告書を提出し、続いて採択された。Thorgeirsson 議長は、出席者、共同議長、事務局に感謝し、ミラノでのSBSTA-19を楽しみにしていると述べた。同議長は、午前11時58分、閉会の槌を打った。

実施のための補助機関

SBI 議長の Daniela Stoycheva (ブルガリア)は、6月4日水曜日、SBI-18の最初の会議を開会し、採択に向けた議題書 (FCCC/SBI/2003/1)を提出した。スイスは、非附属書 I 国別報告書を議題書に含めるよう提案し、G-77/中国もこれを支持した。米国は、この項目を、第二回とそれ以後の国別報告書の提出を扱うものとするよう提案し、カナダとオーストラリアはこれを支持したが、G-77/中国は反対した。Stoycheva 議長は、G-77/中国が米国案を検討できるよう、議題書の採択を保留することに合意した。

6月5日木曜日、Stoycheva 議長は、締約国が、非附属書 I 諸国の国別報告書の問題を他の議題項目で検討することで合意したと述べ、SBIは議題書を改訂せずに採択した。

附属書 I 国別報告書

SBIは、6月6日金曜日、附属書 I 諸国の国別報告書を取り上げ、6月13日金曜日、結論草案の議長案を採択した。6月6日金曜日、米国は、排出集約度を削減すると同国の公約を再確認し、報告書を査読する新しい機関の創設に反対した。オーストラリアは、議定書を批准するつもりはないが、議定書規定の排出目標達成は、今でも約束されていると述べた。G-77/中国と AOSIS は、緩和措置にもかかわらず排出が増加し続ける可能性があることへの懸念を表明し、附属書 I 締約国に対して、さらに厳しい政策措置を実行するよう促した。Stoycheva 議長は、この問題に関する結論草案を作成し、これは、6月13日金曜日、出席者により採択された。

SBI 結論文: 結論文 (FCCC/SBI/2003/L.8) で SBI は、事務局に対し、附属書 I 締約国の国別報告書を基に、アクセス可能かつ有用な形で締約国に情報を提供し続けるよう要請し、附属書 I 締約国の第三次国別報告書の集約と統合は COP-9 でのさらなる検討に値すると結論付け、国別報告書をまだ提出していない締約国に対して、できるだけ早急に提出するよう促している。

非附属書 I 締約国関連の資金問題

気候変動特別基金: SCCF に関する問題は、6月4日木曜日、SBI で、6月7-12日の間では Rawleston Moore (バルバドス) と Jaap Rooimans (オランダ) が共同議長を務めるコンタクトグループの5回の会合で、取り上げられた。6月11日木曜日、出席者は午前中に非公式協議を開き、夕方のコンタ

クトグループ会議で結論草案を承認した。SBI は 6月13日金曜日、この結論草案を採択した。

6月4日木曜日、SBI 閉会プレナリーで、AOSIS と G-77/中国は、SCCF が適応活動を支援する必要性を強調し、EU およびガーナとともに、既存の UNFCCC 基金による支援を受ける資格のない諸国に資金を提供することの重要性を強調した。サウジアラビアは、対応措置の悪影響や経済多角化活動に対処する適応活動への資金供与の重要性を強調した。

SCCF の下で資金供与を受ける活動やプログラム、措置を定義づけし、優先度をつけ、また地球環境ファシリティ (GEF) に対する運用指針を提供するため、コンタクトグループの会合が行われた。6月7日土曜日、出席者は、SCCF-資金提供活動の優先度づけについて議論した。いくつかの締約国が、適応を SCCF で優先度の高い活動と位置づけ、活動を国別報告書ならびに持続可能な開発のための国内戦略に明記された優先度に基づいたものとするよう提案した。締約国は、緩和活動を含めることも議論し、カナダおよび EU とともに、適応と緩和措置のバランスをとるよう呼びかけた。

6月9日月曜日のコンタクトグループで、GEF は、既存の GEF の活動との重複を避けるため、COP が明確で特定づけたガイダンスを提供することの重要性に、焦点を当てた。出席者は、SCCF のための指導原則の必要性、特に気候変動を開発プロセスの本流に組み入れ、仲介機能を設け、既存の GEF のアレンジの上に構築する必要性を議論した。AOSIS と LDCs は、指導原則の重要性を指摘した上で、SCCF の原則が、資金へのアクセスに障壁をつくるものとなつてはならないと指摘した。

6月10日火曜日、コンタクトグループは、共同議長による結論草案の議論を開始した。SCCF の指導原則に関し、G-77/中国は、この基金が、GEF の気候重点分野や後発開発途上国 (LDC) 基金、そのほか二カ国間および多国間の資金供与機関を補足するものであるべきだとし、さらに、LDC 基金から援助を受ける資格の無い非附属書 I 締約国が適応資金を受ける機会を最大限にするべきであると述べた。また、出席者は、SCCF に関する見解をさらに練り上げることも議論し、EU は、各締約国がさらに意見提出できるようなプロセスへの支持を再度表明した。

6月11日水曜日、コンタクトグループの会合で、G-77/中国は、共同議長の結論草案に対する修正案を提出し、この文章を交渉文書 (FCCC/SBI/2003/MISC.1/Add.1) の土台とするよう提案した。共同議長の Moore は、この問題での非公式協議のため、コンタクトグループを一時中断した。非公式協議は、共同議長の文章に関するコンタクトグループの審議を基礎とすることで合意した。その後、出席者は

SCCF 活動の優先度付けについて議論したが、緩和活動を高めるかどうかでは合意できなかった。出席者は、さらなる意見提出を求める文章を削除することで合意し、SBI-19 の前に、SCCF に関する非公式のセッション間折衝を行うよう呼びかけた。

6月12日木曜日午前中の非公式協議後、出席者は、共同議長の見解に多少の修正を加えて承認するよう、コンタクトグループに勧めた。

SBI 結論文: 結論文(FCCC/SBI/2003/L.13)で、SBI は、SCCF により支援を受ける活動について、各国が主導するもので、費用効率性があり、各国の持続可能な開発および貧困削減戦略に統合されるべきだと指摘している。SCCF での優先度付けに関し、SBI は、締約国が気候変動の悪影響に対処するための適応活動を最優先とし、技術移転とそれに伴うキャパシティー・ビルディング活動も支援をされるべきと指摘している。また SBI は、SCCF 活動が、LDC 基金や GEF の気候変動重点分野を補うものであるべきだということを強調し、SBI-19 に対し、SCCF の運用について GEF にさらなるガイダンスを提供し、この点 COP-9 で決議草案を提案するよう要請した。

資金援助と技術援助の提供: 6月6日金曜日、SBI プレナリーで、GEF は 2003 年 5 月の審議会合会の成果を報告し、国別報告書に対する同組織の支援に関連する非附属書 I 締約国からの決議要請に焦点を当てた。いくつかの締約国が、時宜にあった資金の分配の必要性を強調し、また第二次国別報告書向けガイドラインに関する地域ワークショップ、小地域ワークショップ開催の必要性も強調した。SBI 議長 Stoycheva は、この問題に関する結論文草案を作成すると述べた。6月13日、金曜日、SBI は、結論文草案を採択した。**SBI 結論文:** 結論文(FCCC/SBI/2003/L.10)で SBI は、第二次国別報告書、および適当な場合には第三次国別報告書の提出頻度を、COP-9 で決定するとし、締約国に対し、これらの提出の頻度やタイミングに関する見解を提出するよう求めている。また SBI は、国別報告書作成での GEF または実行機関との経験について締約国の感想を求めている。

キャパシティー・ビルディング

この議題項目は、6月6日金曜日、SBI で取り上げられ、またコンタクトグループでも検討された。Dechen Tsering (ブータン)を議長とするコンタクトグループは、6月6-11日、4回会合し、決議 2/CP.7 (開発途上国でのキャパシティー・ビルディング)の実施に関する総合的なレビューのための委託条件(TOR)を完成させた。

6月6日金曜日の SBI 会議中、事務局は、決議 2/CP.7 および 3/CP.7 (EITs でのキャパシティー・ビルディング)の総合レビュー、開発途上国および EITs が優先度の高いニーズについてとる行動に関する見解、これら決議を実施するため

附属書 II 締約国がとる行動についての見解に係る情報で、締約国から提供されたものの統合文書概要を、出席者に提供した。

レビュープロセスに関し、G-77/中国は、決議 2/CP.7 に応え、現在のプロジェクトおよびプログラムの実施の分析を含め、実施促進に向け、ギャップや可能な分野を特定し、SBI がキャパシティー・ビルディング活動を監視するためにとる措置を紹介するべきだと、強調した。カナダは、COP-7 以前に行なわれた活動もレビューに含めるべきであると述べた。

6月6日金曜日、コンタクトグループの第一回会議中、出席者は、開発途上国でのキャパシティー・ビルディング活動について、各国の期待感や総合的なレビュープロセスに関する意見交換を行なった。これらの見解に基づき、Tsering 議長は、6月7日土曜日、結論文草案の提案を配布した。出席者は、提案に関する議論の中で、決議 2/CP.7 実施の進展状況に関する集約文書を作成するよう、事務局に要請することで合意した。出席者は、GEF や二カ国間および多国間組織などそのほかの情報源からの情報を含めることも議論した。米国は、各国主導のアプローチを考えにしておくことの重要性を強調した。出席者は、時間の制約もあり、レビューを COP-10 まで延長する決議を採択するよう COP-9 に要請することで合意した。また出席者は、EITs でのキャパシティー・ビルディングの実施を再調査するという決議を採択するよう COP に要請するでも合意した。レビュープロセスの TOR に関し、締約国は、レビュー対象期間について議論した。G-77/中国は、COP-7 後の期間に注目することを望んだが、カナダや他の国は、キャパシティー・ビルディングが長期的なプロセスであることを指摘した。コンタクトグループは、6月11日水曜日、作業を完了した。SBI は、6月13日金曜日、結論文草案および総合的なレビューのための TOR を採択した。

SBI 結論文: 結論文(FCCC/SBI/2003/L.4)で SBI は、総合レビューのための TOR を支持し、事務局に対し、SBI-19 でのレビュープロセスの検討を助けるため、GEF や関連国際機関、二国間機関、多国間機関からの情報を用いて、レビュープロセスを支持するような文書の作成を要請している。SBI は、COP-9 に対し、COP-10 までにレビューを完了するため必要とされる行動を決定し、決議 3/CP.7 のレビューのためのガイダンスについても決定するよう提案している。また SBI は、決議実施の効果に関する第一回レビューを促進するため、統括報告書を作成するよう、事務局に要請している。

UNFCCC 4.8 条と 4.9 条の実施

決議 5/CP.7 に基づく活動の実施進展状況: この議題項目は、6月4日水曜日、SBI で検討された。Fadhel Lari (クウェー

ト)と Robert Mason (英国) が共同議長を務めるコンタクトグループは、決議 5/CP.7 (悪影響に関する 4.8 条と 4.9 条の実施) の実施をどう促進するか検討するため召集され、6月 6-12 日に 6 回会合した。SBI は、6 月 13 日金曜日、結論文草案を採択した。

6 月 4 日水曜日、事務局は、決議 5/CP.7 で要求されている、他の多国間環境条約および協定との相互協力の可能性に関するワークショップを、7 月 2-4 日、フィンランドの Espoo で予定すると発表した。Stoycheva 議長は、保険・関連の問題に関する最近のワークショップについて、口頭での報告を行ない、文書としての報告書が未完成であることを指摘した。出席者は、ワークショップの成果について議論し、対応措置の悪影響を最小限にするための長期的国際的な解決策の必要性、保険業界のこの問題に関する理解を高めるためこの業界に気候プロセスでのオブザーバーとしての立場を提供することの重要性、そして決議 5/CP.7 実施でのマラケシュ合意規定の指針に、焦点を当てた。

コンタクトグループの第一回会合では、決議 5/CP.7 の実施で進展があったかないかで意見が分かれた。EU、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドは、GEF の第三次資金補充、LDC 基金の創設、National Adaptation Programmes of Action (NAPAs : 国内適応プログラム) 向けのガイドライン作成を含めた進展があったことを強調した。G-77/中国は、これに反対し、これまでの進展は不十分であると、最近のリスク評価と保険のワークショップからの提案をフォローする具体的な行動を呼びかけた。

ニュージーランド、オーストラリア、米国、EU の要請を受け、今後予定される相互協力に関するワークショップでの議題について、非公式協議がもたれた。サウジアラビアは、経済多角化に関するワークショップという、決議 5/CP.7 で同じく COP-9 前に開催しなければならないワークショップの日程が決まるまで、このワークショップの TOR を検討しない方を望んだ。

6 月 7 日土曜日、共同議長は、議題項目に関する結論文草案の提案を配布した。G-77/中国が、この結論文草案提案に与っていなかったことから、会議は中断された。

6 月 9 日月曜日、G-77/中国と EU は、自分たちの結論文草案の提案を提出した。どちらの文書を議論の基礎にするかについて長時間の議論がされた後、出席者は、共同議長の草案をベースに進めることで合意した。進展があったかどうかの文章表現では、意見対立が残った。保険とリスク評価に関するワークショップの報告について、出席者は、この二つを一つのパラグラフで扱うか別なパラグラフで扱うかで合意できなかった。

また出席者は、経済多角化に関するワークショップの TOR をどう作成するか議論し、G-77/中国は、これがワークシ

ョップを遅らせると指摘して提出プロセス自体に反対した。事務局は、議論の中で出てきた改正案を反映させるため、G-77/中国と EU の提案を統合し、共同議長案を改訂した。6 月 10 日火曜日、グループは、新たな結論文草案を検討するため再度会合した。ここでもモデル化や保険と悪影響そして関係する問題についてのワークショップの成果を扱うかどうか、そしてどう扱うかについて、意見の対立が浮上した。締約国は、改定案やオプション案を再度検討し、その草案文書への挿入場所について議論した。この会議中、G-77/中国は、気候変動および対応措置の悪影響から生じる開発途上国の固有のニーズや懸念、そしてこれらに対応するために必要とされる援助の情報について、統合報告書をまとめるよう事務局に要請する、という新しいパラグラフを提案した。オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、米国は、決議 5/CP.7 の実施に関係し、進展があった活動を記載する別な文章を提案した。G-77/中国は、これは別な文章とはならない無関係な提案だと述べた。

モデル化ワークショップの成果に関し、AOSIS は、開発途上国の専門家のキャパシティー・ビルディングに対する援助を改善し、モデル化プロセスでのこれら専門家の参加を増やすという必要性に留意するよう、SBSTA に求めるパラグラフを提案した。G-77/中国は、SBI および SBSTA に提案できるワークショップの成果に関する活動についての文章に対する支持を、保持した。EU は、ワークショップの成果を考察したと指摘する文章を望んだ。G-77/中国は、保険とリスク評価そして関係する行動についてのワークショップの成果に関する文章を提案し、EU と米国は、SBI-18 で検討するだけの書面の報告書がないとして、これに反対した。AOSIS は、COP で決議合意を目標に検討するため、ワークショップの成果に関する締約国の見解を求めるよう、SBI に呼びかける、との文章を提案した。米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドは、意見を求めることは支持したが、SBI が COP の審議結果に予断を与えてはならないと述べた。

事務局が結論文草案を改訂した後、出席者は、一部のオプションの削除で合意することができなかった。EU、米国、オーストラリア、AOSIS は、合意がないことへの失望感を表明し、結論文草案に一定の合意があったとのパラグラフを入れるよう提案した。G-77/中国は、合意がなかったと結論文に記載するか、括弧つきの文書を SBI-19 に送る方を望んだ。出席者との短い折衝の後、共同議長の Robert Mason は、一部の文章について、努力し合意しようとの意思が残っていると報告し、木曜日まで折衝を続けると述べた。

このコンタクトグループは、6 月 12 日木曜日、結論文草案での合意を得ようと午前中開かれた非公式協議に続いて、再度会議を行なった。結論文草案への別な提案も回された。

これらの結論文には、一部合意されたパラグラフが含まれていた。EU、カナダ、オーストラリア、日本、米国、AOSIS、ニュージーランドは、この文章が自分たちの関心事のすべてにとり良いわけではないが、交渉の基礎として用いることには賛成すると指摘した。これら諸国は、この文章の利用に関し合意がなされないなら、このことを結論文に書き、SBI-19 には何の文章も送らない方を望むと述べた。サウジアラビア、リビア（アフリカグループを代表して）、クウェート、ベネズエラ、ナイジェリアは、この文章の使用に反対し、結論文草案の最後の改定案を利用するか、合意がなかったと結論付けるよう提案した。サウジアラビアは、次のセッションに草案文書を送らないという前例を作ることに対して警告した。米国は、締約国が「合意しないことで合意した」となった以前の例を想起し、締約国には最悪の次くらいの文章を送る義務はないと述べて、反対した。共同議長の Lari は、締約国が合意できなかったことを指摘し、SBI がこの議題に関する作業を完了できなかったとし、次のセッションで引き続き行なうことで合意したとする結論文草案を提案した。6月13日金曜日、SBI は、この結論文草案を採択した。SBI 議長の Stoycheva は、遺憾の意を表した上で、締約国がこの議題項目をどう続けるか検討するため、セッション前に会合することを歓迎した。

SBI 結論文：結論文(FCCC/SBI/2003/L.12) は、SBI がこの問題の検討を完了しなかったと述べている。

LDCs に関係する問題：SBI は、この問題を議題の小項目として、6月4日水曜日に、また非公式協議で、検討した。結論文草案は6月13日金曜日、採択された。

6月4日水曜日、LDC 専門家グループ(LEG)議長の Laavasa Malua (サモア)は、LEG の作業について報告した。出席者は、直接かつ緊急のニーズを援助し、NAPAs の実施が他の国連条約との相互協力を強めることを確実にするため、LDC 基金を短期間で運用開始する必要があることに焦点を当てた。

6月5日木曜日、非附属書 I 諸国の資金問題に関する議論で、タンザニアは、LDCs に代わり、LDC 基金に関係する問題を SCCF とは分けて取り上げるよう提案した。Stoycheva 議長は、LDC 問題に関する非公式協議を召集すると決定した。Mamadou Honadia (ブルキナファソ)と José Romero (スイス)を進行役とするこの非公式協議は、LEG の作業成果および LEG および LDC 基金へのさらなるガイダンスに焦点を当てた。この項目に関する結論文草案は、6月13日金曜日、採択された。

SBI 結論文：これら結論文(FCCC/SBI/2003/L.9)で SBI は、NAPAs 実施に関係した方法論についてさらなる議論が必要だと指摘している。LDC 作業プログラムでの他の要素を考える上で、意識啓発やキャパシティー・ビルディングと

いった重要な活動に注目する必要があることにも賛成している。さらに、NAPA の実施は LDCs の開発プロセスの中に適応に対する懸念を組み込むことを促進するはずであり、LDC 基金は、開発援助のような別な資金源で補足される必要があることも指摘している。SBI は、COP-9 に対して決議を提案するとの観点から、SBI-19 で、LDC 基金の運用に関するさらなるガイダンスを検討すると決定している。

UNFCCC 6 条：

UNFCCC 6 条(教育、訓練、啓発) は、6月6日金曜日の SBI プレナリーで取り上げられた。6月13日金曜日、SBI は議長による結論文草案を採択した。

6月6日金曜日の SBI プレナリーで、Jean-Pascal van Ypersele (ベルギー)は、教育、訓練、啓発に関する国連欧州経済委員会(UNECE)地域ワークショップについて報告した。このワークショップ参加者は、6条の国レベル国際レベルでの実施について、公式および非公式な教育や啓発の必要性も含めたいろいろな側面の提案を行なっている。いくつかの締約国、UNEP、UNESCO、そして International Strategy for Disaster Reduction (ISDR 災害削減の国際戦略)は、情報ネットワークセンターの開発を支持した。ボツワナ、タイ、ウルグアイは、地域ワークショップの主催を申し出た。

6月13日金曜日、SBI は結論文草案を多少改正した上で採択した。

SBSTA 結論文：結論文(FCCC/SBI/2003/L.5)で SBI は、6条のための情報ネットワークセンターに関する事務局の提案(FCCC/SBI/2003/4)を歓迎し、事務局が、このセンターのプロジェクト開発に関する作業を継続し、作業の進展状況について SBI-19 で報告し、非附属書 I 締約国の国別報告書の中で受け取った 6 条関連の活動についての情報をまとめ、SBI-21 までにセンターのひな型を作るよう求めている。また SBI は、締約国に対し、ニューデリーの 6 条作業プログラム実施を目指す活動に関する国別報告書での報告を改善する方法について、2003 年 8 月 15 日までに意見提出するよう求めている。

CACAM 諸国グループからの要請：

中央アジア、コーカサス、アルバニア、モルドバ共和国の諸国グループ(CACAM)からの、UNFCCC 上の地位に関する要請の現状については、6月6日金曜日および6月13日金曜日の SBI プレナリーで取り上げられた。

6月6日金曜日、Stoycheva 議長は、非公式に折衝すると述べた。6月13日金曜日、同議長は、結論文での合意がなかったと報告し、非公式協議を続け、SBI-19 で結果を報告すると述べた。ウズベキスタンは、CACAM グループに代わり、非附属書 I 国別報告書に関する専門家諮問グループ(CGЕ)で、これらの諸国が平等に代表されるのを確保することの重要性を強調し、カタールはこれを支持した。

政府間会合の手配:

この問題は、6月5日木曜日、SBIで検討され、続いてKarsten Sach (ドイツ)を議長とするコンタクトグループの2回の会合で議論された。出席者は、6月13日金曜日、この議題に関する結論草案を検討した。

6月5日木曜日のSBI プレナリーで出席者は、この議題の小項目である、COP-9での作業プログラム、COP/MOP第一回セッションのアレンジ、将来のセッション間期間、UNFCCCプロセスへの効果的な参加を、検討した。事務局は、特にCOP-9までに議定書が発効した場合の、一つはCOP-9向け、もう一つはCOP/MOP-1向け、という二つの作業プログラムシナリオを提出した。

COPでの作業の計画に関し、出席者は、COP-9で閣僚級ラウンドテーブルでの議論を行なうことについて議論した。いくにんかの出席者は、UNFCCCと議定書とで作業を分ける事の必要性を強調した。米国は、オーストラリアやスロバニア、ノルウェー、カナダとともに、複数年作業プログラムの検討や各セッションでの議題のスリム化を支持した。効果的な参加に関し、米国は、CDM理事会がオブザーバーの参加に係る規則を施行しているやり方に異議を唱えた。G-77/中国は、サウジアラビアやブルキナファソ、EUとともに、開発途上国からの出席者参加への資金援助を増額するよう呼びかけた。何人かの出席者は、すべての組織や専門家グループ、ワークショップで、広範囲かつバランスのとれた参加を確保するための体系的なアプローチを呼びかけた。

6月5日木曜日、コンタクトグループの第一回会合で、出席者は、セッション間会合の手配やCOP-9およびCOP/MOP-1の作業プログラムについて議論した。COP/MOP-1の組織について、出席者は、UNFCCCと議定書とを統合するか、区別し続けるか議論した。米国は、両者の統合が議定書のメンバーではないUNFCCC締約国の権利に影響を及ぼすため、UNFCCCと議定書の問題を統合しないようなアプローチの必要性を強調した。同代表は、サウジアラビアとともに、UNFCCCを議定書より優先する必要性を強調した。ノルウェーは、できる限りの統合を希望した。

UNFCCCプロセスへの効果的な参加に関し、出席者は、このプロセスへのオブザーバーのアクセスをどう改善するか議論した。アルゼンチンは、オブザーバーと同じく締約国の参加も容易にする必要性を強調した。

COP-9での作業計画に関し、ラウンドテーブルセッションでの題目を決定する必要性で意見が一致した。また出席者は、UNFCCCと議定書の下でのSBSTAとSBIの行動能力の違いにどう言及するか、またCOPとCOP/MOPとの合同会議の可能性について、議論した。

6月13日金曜日、SBIは、COPへ提案する決議草案も含めた結論草案について検討した。Stoycheva議長は、ハンガリーの環境と水の大蔵大臣であるMiklós Persányiが、COP-9議長に指名されたと出席者に連絡した。ハンガリーは、UNFCCCの目標達成で進展をはかるためすべての締約国と密接な協力を保持するとの同国の約束を再確認した。

SBI 結論文: 結論文(FCCC/SBI/2003/L.3 and Add. 1)は、COP-9への参加、COP/MOP-1の手配、将来のセッション間期間、UNFCCCプロセスへの効果的な参加を、取り扱っている。

COP-9への手配に関し、SBIは、ラウンドテーブルでの議論が、閣僚級セグメントの交流形式になると、決定している。COPがCOP/MOPと合同で開催される場合、合同閣僚級セグメントでの交流の形式は政治的な声明方式となる。COP/MOP-1のアレンジに関し、SBIは、これを発効後最初に予定されるCOPのセッションと合同で召集することを提案している。またSBIは、COPおよびCOP/MOPの議題で似たようなまたは関連する項目を、UNFCCCと議定書の締約国が決定するなら、近接させてまたは合同で取り扱うと決定しており、COP/MOP-1のアレンジに関する決議草案を採択のために回している。

将来のセッションに関して、SBIは、2008年のセッション期間として提案されている日程(2008年6月2-13日と12月1-12日)を示した。またUNFCCCプロセスが議題の管理における困難の増加に直面していると指摘し、SBIとSBSTAの議長に対し、作業量を効率的かつ効果的に処理するため、将来のセッションの計画をさらに練り直すよう求めている。UNFCCCプロセスへの効果的な参加に関し、SBIは、締約国が参加しやすくすることの重要性を強調し、オブザーバーの参加が、UNFCCCプロセスの根本的な特徴であることを認めている。補助機関その他の組織で会員数が限定されているものの議長や事務局に対し、効果的な参加のための努力を継続し、プロセスの透明性を促進した上で、SBI-20に報告するよう求めている。

COP 決議草案: 決議草案(FCCC/SBI/2003/L.3 Add.1)でCOPは、COP/MOP-1に対し、その第一回のセッションのアレンジに関して、手続き規則案の適用にさらなるガイダンスを提供する決議草案を採択するよう提案することが、求められている。

運営上および資金上の問題

2002-2003年の2年間に関する中間財務実績: 6月4日水曜日、Stoycheva議長は、850万米ドルの未納残高を示す2002-2003年の2年期の中間財務報告書を提出した。またこの報告書は、加盟国の3分の2が2003年度の拠出金を支払っていないことを示している。事務局は、2002-2003年の2年間の会議サービスコストについて、締約国からの拠出金

ではなく国連の通常予算から資金を受け、締約国には適切な債務額が生じるようになると、指摘した。モロッコは、参加のための信託基金での金額不足に懸念を表明し、事務局に対して、信託基金の再補充を採るよう要請した。6月13日金曜日、SBIは、結論文草案を採択した。

SBI 結論文：結論文(FCCC/SBI/2003/L.2)で SBI は、基幹予算への拠出額を期限内に支払った締約国への謝意を表明し、拠出額未納の締約国に支払いを促した。また参加のための信託基金での金額不足に関し締約国が共通してもっている懸念を指摘し、事務局長に対して、信託基金の補充を採るよう要請している。

2004-2005 年の二年間プログラム予算：この問題は、6月4日水曜日と6月5日木曜日、SBI で取り上げられた。John Ashe(アンティグアバーブダ)を議長とするコンタクトグループは、6月6-10日に3回会合した。非公式協議も開かれた。SBIは、6月13日金曜日夕方、COP 決議草案を含めた結論文草案を採択した。

6月4日水曜日、事務局長の Joke Waller-Hunter は、2003-2004年度の2年間予算より29%の増額を含めたプログラム予算案を提出した。事務局は、この予算案の中で、議定書が2004-2005年の2年間で発効するならば、その活動には320万米ドルが必要であると見込んでいる。サウジアラビアは、ワークショップのような項目では2年間予算の中での予算割当てのバランスをとることが必要であると強調し、米国は、事務局予算の明細を要求するとともに、UNFCCCと議定書の活動で提案されている割当について懸念を表明した。カナダは、予算の中の「一回限りの増額」を支持した。

6月5日木曜日、EUは、将来の予算期間では、予算をさらに予測可能かつ持続可能な形にするよう提案し、予算の中で議定書と UNFCCC の活動が分けられていることへの驚きを表明した。オーストラリアは、予算での優先度を明らかにする必要があることを強調し、ブラジル、中国、EU、日本、ノルウェー、ロシア連邦とともに、予算の増額が高すぎると述べた。ロシア連邦は、伸びゼロの予算を希望するが、インフレ分の予算増額は受け入れると述べ、自国の議定書批准が、予算拠出額にどう影響するか明確にして欲しいと要求した。

6月6日金曜日、第一回のコンタクトグループ会議で、Ashe 議長は、予算案での3つのオプションと、UNFCCC および議定書の活動への資金を異なる割合で分離する評価指標スケールを含めた COP-9 決議草案を提出した。第一のオプションは、UNFCCC 予算に二つの構成部分を持たせ、締約国は、次の COP で二つの指標スケールを採択するという想定に基づくものであり、第二のオプションは、次の COP で議定書活動に対する補正予算を承認し、議定書が発効した後、

指標に則り議定書への資金割当を承認するというものであり、第三のオプションは、実際の議定書予算や指標の採択を COP / MOP にまで延ばすというものである。

6月9日月曜日、Ashe 議長は、決議草案の改定案と、議定書活動に関連する費用明細を提出した。締約国は、提案されている COP 決議での実際の費用額よりも、管理上、資金上の意味合いを示すよう事務局長に要請する文章で合意した。

評価の二つの指標スケールを採択するという決議草案の可能性について、EUは、これが採択された場合、多国間環境協定(MEAs)に関係する活動で選択した分の支払いを各締約国に求めることになり、議定書をまだ批准していない締約国に誤ったインセンティブを提供するため、この決議は、MEA にマイナスの前例を作ることになると述べた。その上で、EUは、二つのスケールではなくひとつのスケールだけについて決定するよう締約国に求め、二つの新しいオプションを提案したが、米国はこれに反対した。第一のオプションでは、締約国は、議定書に関係する予備的な活動を含めた UNFCCC の予算を、COP で承認することになる。第二のオプションでは、締約国は、UNFCCC の予算を COP で承認し、議定書に関係する準備活動予算を COP/MOP で採択することになる。米国は締約国が、議定書に関係する準備活動や運営費ではなく、UNFCCC の二年間のコストについてだけ決定を行なうよう提案した。G-77/中国、アルゼンチン、ブラジルは、新しい国連総会の評価スケールを自動的に適用するべきでないと指摘した。

6月10日火曜日、EU と米国は、引き続き指標スケールでの意見の不一致を見た。ホンジュラスは、CDM 活動への予算割当額に懸念を示した。Ashe 議長は、米国と EU の間の行き詰まりを打開しようと、予算に関する非公式協議を続けた。

6月13日金曜日、締約国は一日中非公式協議を続け、これらの折衝に基づき、結論文草案と COP 決議草案で合意した。その上で、SBIは、金曜日夕方、結論文草案を採択した。

SBI 結論文：結論文草案(FCCC/2003/SBI/ L.14)で SBI は、事務局に対し、COP-9 では次のプログラム全体予算を検討する必要があることを締約国に通知するよう求めている：

1) 3284 万米ドル、2) 3579 万米ドル、3) その他の額。また、国連総会が会議サービス活動に国連の通常予算を提供しないと決定した場合に備えて、596 万米ドルに上る補正予算を提案している。さらに SBI は、事務局長に対し、予算オプション1と2に関する人員配備改定の表を含めたプログラム予算改定案を提案するよう要請し、SB-19 でのさらなる検討のため、2年間のプログラム予算に関する決議草案を提案し、拠出額の指標スケールの基礎として、国連の評価スケールを利用することに関していくつかの締約国が表明した

見解を示している。

結論文の附属書に含まれる COP 決議草案で、COP は、運転資本準備金のレベルを示し、予算項目間での一定の金額を移動させる権利を事務局長に与え、事務局長に対し、次の COP で、歳入と予算実績に関する報告を行ない、2年間予算で必要となる可能性がある調整を提案するよう、要請している。

本部協定の実施：6月4日水曜日の SBI プレナリーで、Karsten Sach (ドイツ)は、ドイツ政府が、ボンを拠点とする国連組織すべてを支援し、一箇所に場所を提供することで、最近合意したと指摘した。6月13日金曜日、Stoycheva 議長は、本部協定実施への感謝を表明した。同議長は、6月の最終週に国連機関とドイツ政府との会議が予定されていると指摘した。

その他の事項

非附属書 I 国別報告書作成でのガイドラインの利用：非附属書 I 締約国の国別報告書作成用ガイドラインの利用に関するワークショップの報告は、6月6日金曜日と6月13日金曜日の SBI で取り上げられた。6月6日金曜日、G-77/中国とツバルは、ガイドラインの実施に追加的な資金源とキャパシティー・ビルディングが必要であると述べ、EU とともに、脆弱性や適応、そして温室効果ガス目録に焦点を当てる必要性を強調した。6月13日金曜日、締約国は、Stoycheva 議長作成の結論文草案を採択した。

SBI 結論文：結論文(FCCC/SBI/2003/L.11)で SBI は、事務局に対し、CGE と協議の上、UNFCCC ガイドラインの利用をさらにやりやすくするテンプレートを開発し、国別報告書作成を支援する二カ国間、多国間プログラムの提供する援助について、情報を普及することを専用とするホームページ開設を要請している。

LULUCF と UNFCCC4.6 条に関するクロアチアの特種事情についての提案：LULUCF と UNFCCC4.6 条(EITs の特種事情)規定の特種事情に関するクロアチア提案という議題項目は、6月4日水曜日、SBI で他とともに検討され、取り上げられた。EU は、1990-2001 年について、一貫性のある手法を用い、一連の時間規模で一貫性をもたせた排出データを提出するよう、クロアチアに勧め、ボスニア・ヘルツェゴビナ、セルビア、モンテネグロは、1990 年を基本とするクロアチアの温室効果ガス排出目録をクロアチア自身が調整することに、反対した。

Jim Penman (英)を進行役とする非公式協議のあと、6月13日金曜日、SBI は、LULUCF と 4.6 条に関する結論文草案を採択した。

SBI 結論文：LULUCF に関する結論文(FCCC/SBI/2003/L.6)で、SBI は、クロアチアによる国別データの提供と、提案されている森林管理の価値に関する情報を示して

いる。4.6 条に関する結論文(FCCC/SBI/2003/L.7)で SBI は、クロアチアに対し、IPCC の改訂版ガイドラインおよび UNFCCC の国別報告書に関するガイドラインを用い、モントリオール議定書で規制されていないすべての温室効果ガスの排出源ごとの人為的な排出と吸収源ごとの除去の目録を、2003年9月30日までに提出するよう、求めている。SBI は、この問題の議論を SBI-19 でも続けるとしている。

閉会プレナリー

事務局長 Joke Waller-Hunter によるスピーチのあと、いくつかの締約国が、引退する Tahar Hadj-Sadok 事務局次長への惜別の声明を述べた。

その後、SBI は、SBI 報告者 Emily Ojoo-Massawa (ケニア)の提出したセッション報告書案(FCCC/SBI/2003/L.1)を採択した。Stoycheva 議長は、その閉会のスピーチで、クロスカッピングイシュー - に関する SBSTA 専門家グループの協議に参加するよう、SBSTA 議長から招待されていると述べた。SBSTA と SBI の専門家グループの関係に関して、同議長は、各グループからのインプットに対する要請がそれぞれ該当する補助機関を通して行なわれると指摘した。同議長は、参加者に対する感謝を述べ、SB-18 で完了した仕事が参加者のグローバルな責任感の現れだと、世界のほかの人たちが認めてくれることを希望した。同議長は、午後8時5分、SBI-18:を解散した。

SB-18 の概略分析

高みから見ると：

1992 年、UNFCCC が採択されて以来、交渉担当者は、気候変動というチャレンジの海へ乗り出すに十分な議定書という船を作るのに追われてきた。ロシアが批准すれば、この船は出帆することになる。ここでの簡略な分析は、SB-18 での議論が、気候体制の発展という意味でどれだけの重要性をもつかを検証するものである。特に、この会議が、モスクワへ正しいシグナルを送ることにより、議定書の出帆を近づけたかどうか問われる。また、気候体制が航海に耐えるものかどうかという議論や、これからの交渉の道筋も評価することになる。

モスクワへのシグナル

COP-6 以後、交渉の底流は、締約国に議定書へ参加してもらう必要性であった。ボン合意の結論文で EU の交渉責任者は、「米国に参加してもらうには、まずポートが必要だ。今、われわれはポートを持っている」と述べたものだ。しかし、SB-18 で締約国は、米国が批准する可能性があるのか、いつ批准するのかに焦点を当てなかった。むしろ焦点を当てていたのは、ロシアがいつ船に乗ってくれ、議定書が出航できるかであり、これはロシアの批准が発効の引き金となるからであった。この結果、交渉担当者たちはセッション

ン期間を通して、モスクワへ送られるシグナルに思いを込めていた。

UNFCCC 事務局予算や COP と COP/MOP の会議のアレンジを含め、多くの問題の議論でマイナスのシグナルが出てきた。米国は、議定書の立ち上げに参加したくないとの意思から、予算を二つに分けるよう要求し、そうすることで議定書の締約国でない国からの事務局予算拠出金を、議定書活動の資金に使えないようにしようとした。米国の立場は理解できるとは言え、予算を分けることは、事務局の運営を損ない、二つの相互に補足しあう法的な組織の間に明確な違いを作る可能性がある。大きく言って、予算の分割は、COP と COP/MOP の会議のアレンジを別々に行なうとの米国の主張と同様、これからの作業プログラムを害する可能性があり、さらには他の MEAs にも前例を作ってしまう可能性がある。

その他の問題でも、気候体制の長期的な未来に関してマイナスのシグナルが送られた。附属書 I 締約国は、SB-18 の期間中、第二約束期間での開発途上国の参加へ含みを持たせる提案を流していた。たとえば気候変動特別基金(SCCF)、P&Ms、悪影響に関する提案は、緩和と適応の間のつながりを主張するものであった。OPEC 諸国は、そのようなつながりの承認を拒否し、気候変動の悪影響を特に懸念する開発途上国側の柔軟な態度を抑え込んだ。一部のオブザーバーは、この点での OPEC の主張が、開発途上国での緩和の必要性に関するどういった注目にも同じような懸念を抱いている他の G-77/中国メンバー国も利したことを指摘した。SB-18 は、モスクワや他の附属書 I 締約国にプラスのサインの流れを送れはしなかったかも知れないが、体制の有効性や将来の交渉の方向性に関するいくつかの問題では、議論の中にプラスのサインが見受けられた。

航海に耐えるかどうか

議定書が立ち上がったところで、国際的な気候変動の体制がそれにどう向き合うかは、当然ながら、体制の実施を支配する規則や手続きにかかっている。SB-18 で締約国は、SCCF や吸収源 CDM、議定書 5 条、7 条、8 条問題を含め、UNFCCC および議定書の実施に関係するいくつかの問題の討議を続けた。

議定書がまだ発効されていないこと、そして適応基金の議論がまだ水面下にとどまっていることから、非附属書 I 諸国は、SCCF の下での適応活動の優先を確実にしようとした。一方、附属書 I 諸国は、緩和に関する早期の行動が、気候変動のグローバルな対応を強化すると主張し、適応活動と同様、緩和プロジェクトにも SCCF 基金が資金を提供するよう要求した。この点での妥協を得るのは困難であるが、資金提供国と受け取り国の両方が満足する結果となれば、気候体制の航海での非附属書 I 締約国の役割を容易にする。

CDM の運用開始に向けた最後の課題 吸収源プロジェクトの定義及び方法論に関する決定 も気候体制への開発途上国の参加に関係する、もう一つの重要な問題である。CDM が、持続可能な開発を強化するためのものであるなら、「チェックとバランス」のシステムを、プロジェクトの非持続性や可能性のある社会経済的そして環境上の影響といった問題に対処するよう、設計する必要がある。非持続性に関し、セッションでの議論は、保険対一時的クレジット提供アプローチが中心であった。少なくとも一つの附属書 I 締約国といくつかの中南米諸国が、吸収源プロジェクトの健全性を約束期間後少なくとも 10 年間保証するため、保険を利用することを希望した。AOSIS を含めた他の諸国は、吸収源プロジェクトからのクレジットが、最終的には排出削減からのクレジットに置き換えられるのを確保する、一時的なクレジット提供アプローチを希望した。締約国は、非持続性に対処するオプションを明確にしたが、文章については意見が一致せず、社会経済的および環境上の影響に関する評価がプロジェクトの設計と承認にどれだけ影響を与えるべきかという問題と同様、意見が分かれたままとなった。多くのオブザーバーは、こういった問題や他の問題をどう解決するかが、開発途上国で行なわれる吸収源プロジェクトの合法性を決定するものでだと見ている。

SCCF や吸収源 CDM での交渉と比べ、議定書 5 条、7 条、8 条に関係する問題では、特に大きな意見対立がなかった。締約国は、結論文について合意し、専門家レビューチーム(ERT)リーダーの訓練、ERT メンバーの行動倫理規定、秘匿情報の扱い、温室効果ガス目録の調整に関する、COP および COP/MOP の決議草案から括弧書きを外した。これら決議は、いったん採択されるなら、市場メカニズムと遵守システムという議定書特有の二つの面の機能を強化することになる。この点で SB-18 は、議定書の立ち上げに向け準備したことになる。

針路どおり

気候体制の究極の目的について締約国の意見が一致しているとはいえ、SB-18 は、将来の体制の方向性に影響を与える可能性があるいくつかの問題について、議論を継続する重要な機会を、締約国に提供した。これらの問題には悪影響や P&Ms そして IPCC TAR が含まれる。

悪影響や P&Ms での共通する道筋について合意するのは、やさしいことではなく、締約国は、実質的な結論文にいたらなかった。先進国と開発途上国との一般的な考え方の違いは、進展がなかった理由の一つに過ぎない。もう一つは、G-77/中国が統一した立場を作り、打ち出ることができなかった場合が多かったためである。

悪影響に関する議論は、予想どおり、先進締約国が、悪影響への対処に大きな進展があったと主張し、開発途上国が

これに反対するという形で始まった。議論がつきるにつれ、OPEC 諸国は、気候変動への適応と対応措置への適応とのつながりを主張するという、いつもどおりの戦術をとってきた。多くのオブザーバーは、OPEC の要求を、対応措置の悪影響に対する補償を要求するという、排出緩和の約束の「遵守を罰する」にも等しいものだ、と解釈している。他の開発途上国は、OPEC の戦術で悪影響での進展が妨げられ、積年の停滞が続くことを懸念しているようであり、気候変動への適応に関する行動だけを論じていた。先進国は、当然ながら二つの種類の悪影響でのいかなるつながりにも抵抗を続け、これらの問題に関する最近のワークショップの報告を、さらなる行動の基礎として利用しようとしなかった。この結果、適応での次のステップは不明確なままとなっている。

P&Ms について、いくつかの附属書 I 締約国は、情報交換がすべての締約国に利益をもたらす、キャパシティー・ビルディングや技術移転を容易にする可能性があることを示唆した。サウジアラビアは、G-77/中国を代表し、この文章が、直接的にせよ、間接的にせよ非附属書 I 締約国による情報の共有を奨励するものであってはならないと主張した。しかし、G-77/中国の少なくとも一つのメンバーは、サウジアラビアと見解を一つにするものではないと述べた。

サウジアラビアがあらためて G-77/中国を代表し、対応措置の悪影響を最小限とする方法に関してのみ情報交換を求めるとの文章を削除するという EU と日本の要求を拒否したところで、交渉は最終的に決裂した。あるオブザーバーは、この問題で米国がほとんど沈黙を守っていたのは、米国には、大きな悪影響のある政策措置を実施する計画がないからだろうと推察した。締約国は、SB-19 で P&Ms の議論をすると合意しただけで終わっており、サウジアラビアの出席者はこの問題での「協力の新しい時代」を待望すると述べたが、別な出席者は、P&Ms を「行き詰まり」と評した。

一方、IPCC TAR の考察での次のステップに関する議論は、実質味のある結論を生む結果となった。この問題に関して開発途上国は立場を統一させていたが、先進国の方は、今後の SBSTA セッションで、適応の面と緩和の面を一つの議題項目とするか二つの異なる議題項目として扱うかで、意見が分かれていた。開発途上国は、緩和は附属書 I 締約国だけの責任であるとの考えから、適応と緩和の考察を結びつけることになる、一つの議題項目としての扱いに、反対した。締約国は、二つの新しい議題項目を作る一方、将来の議論での「つながりの可能性」に留意するという、微妙な妥協策で合意した。ロシアを含めた附属書 I 締約国は、つながりの可能性に留意するというのが、緩和と適応の間のそれを意味するかどうか、明確に特定されていないにも

関わらず、満足しているとのことであった。

地平線の向こう

SB-18 で合意された結論文の中で、締約国は、COP-9 に先立ち 9 月にモスクワで開催される気候変動に関する世界会議 (WCCC) への支持を表明した。しかし、一部のオブザーバーは、これが文章になっているほど全員一致のものではないことを示唆した。EU は、ロシアが今後数ヶ月のうちに批准に向けた動きをすることを、WCCC に閣僚級が参加をする、ある意味での条件にしているように見える。EU がロシアの批准に重きをおいているという直接的な証は、IPCC TAR や 5 条、7 条、8 条問題に関して SB-18 での議論が送り出したプラスのシグナルをある程度補うことになり、またマイナスのシグナルを多少打ち消す可能性がある。いずれにしても、ロシアの批准は、議定書の発効を可能にするとはいえず、これで議定書の航海能力や、体制の針路に関係して残っている問題が解決することを意味するものではない。途上国参加についての議論が地平線上に迫っていることもあり、気候体制は、議定書の実施や実証可能な進展のレビューという形で、すぐにも試練を受けることになる。

COP-9 までの注目行事

モントリオール 議定書締約国の開放型作業部会：開放型作業部会の第 23 回会合は、2003 年 6 月 7-11 日、カナダのモントリオールで開催される。詳細については、オゾン事務局に連絡；電話 +254-20-62-3850、ファクシミリ +254-20-62-3601、電子メール：Marco.Gonzalez@unep.org；インターネット：<http://www.unep.org/ozone/oewg/23oewg/23oewg.shtml>

他の条約との相互作用と協力に関するワークショップ：このワークショップは 2003 年 7 月 2-4 日、フィンランドの Espoo で開催される。このワークショップは、他の多国間環境条約や協定との相互作用や、共同活動の可能性を取り上げる。詳細については UNFCCC 事務局に連絡；電話：+49-228-815-1000；ファクシミリ：+49-228-815-1999；電子メール：secretariat@unfccc.int；インターネット：<http://www.unfccc.int>

地球システムモデルに関する国際会議：この会議は、2003 年 9 月 15-19 日、ドイツのハンブルグで会合し、地球全体の、地域的な、そして複雑さ軽減のモデル化を考える。詳細については Max Planck Institute for Meteorology に連絡；電話：+49-40-41173-311；ファクシミリ：+49-40-41173-366；電子メール：mpi-conference2003@dkrz.de；インターネット：<http://www.mpimet.mpg.de>

気候変動に関する第三回世界会議：この会議は、2003 年 10 月 3 日、ロシア連邦のモスクワで開催される。この会議では、気候変動の問題について、主要な科学問題と政策によ

る対応が話し合われる。詳細については組織委員会に連絡：電話：+7-95-255-2143；ファクシミリ：+7-95-255-1707；電子メール：wccc2003@mecom.ru；インターネット：http://www.wccc2003.org/index_e.htm

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の21回全体会合：IPCCの21回全体会合は、2003年11月3日、6日、7日、オーストリアのウィーンで開催される。IPCC作業部会I、II、IIIのセッションは、11月4-5日ウィーンで会合する。詳細についてはIPCC事務局に連絡：電話：+41-22-730-8208；ファクシミリ：+41-22-730-8025；電子メール：ipcc_sec@gateway.wmo.ch；インターネット：<http://www.ipcc.ch>

モントリオール議定書の第15回締約国会議(MOP-15)：MOP-15は、2003年11月10-14日、ケニアのナイロビで開催される。詳細についてはオゾン事務局に連絡：電話：+254-20-62-3850；ファクシミリ：+254-20-62-3601；電子メール：Marco.Gonzalez@unep.org；インターネット：<http://www.unep.org/ozone/meet2003.shtml>

地球環境ファシリティーの評議会：GEF評議会は、2003年11月19-21日、米国のワシントン特別区で会合する。評議会会合に先立ちNGOの協議が行われる。詳細についてはGEF事務局に連絡：電話：+1-202-473-0508；ファクシミリ：

+1-202-522-3240；電子メール：secretariatgef@worldbank.org；インターネット：<http://www.gefweb.org>

第二回、世界風力エネルギー会議 再生可能エネルギー展示2003年：この会議は、2003年11月23-26日、南アフリカのケープタウンで開催される。この会議は、風力エネルギー関連の政策や規制面、資金、投資収益、および環境影響に加え、風力エネルギーに関わる技術的な問題を取り上げる。詳細については登録先に連絡：電話：+27-21-914-2888；ファクシミリ：+27-21-914-2890；電子メール：registrar@sbs.co.za；インターネット：<http://www.sbs.co.za/wwec2003>

UNFCCC第9回締約国会議：COP-9は、2003年12月1-12日、イタリアのミラノで開催される。詳細についてはUNFCCC事務局に連絡：電話：+49-228-815-1000；ファクシミリ：+49-228-815-1999；電子メール：secretariat@unfccc.int；インターネット：<http://www.unfccc.int> および <http://www.minambiente.it/cop9>